

保健所・保健センターの整備について

保健所・保健センターの整備については、昨年8月の全員協議会やパブリックコメントを経て、11月に「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」を決定しました。

同考え方では、整備地や手法については、今後検討するとしておりましたが、この度、一定の方向性が決まりましたのでお示しいたします。

1 整備地について

資源物選別処理施設跡地（地域医療センター南側敷地）

市所有地であり、面積は約3,300㎡と、整備を予定する保健所・保健センターの機能を十分に満たすことができます。加えて、隣接する地域医療センターとの連携が図りやすく理想的な立地です。

現保健所施設は老朽化が著しく、バリアフリーなどの面において現代の基準を充たしていない現状があるほか、年間700万円を超える土地建物の使用料が発生しています。資源物選別処理施設跡地は、市所有地であり、早期に着手することができる事も利点です。土地の形状は南北に狭く東西に長いため、敷地の活用には工夫を要しますが、一方で、屋外で行う臨時の感染症対応などの場面では、道路に面していない敷地内で行うことがメリットとなります。このような好条件が整った資源物選別処理施設跡地へ整備します。



◆整備地の検討経過

資源物選別処理施設跡地と並行し、現保健所敷地（現平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所敷地）も候補地として検討し、県健康医療局や総務局財産経営課と協議を重ねてまいりましたが、現平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所は、既に50年が経過しているものの耐用年数の限界に達していないなどの理由から、現時点で茅ヶ崎市に売却する考えが無いことが示されました。

2 整備手法について

市直接施工による整備

保健所では、新型コロナウイルス感染症の様な新興感染症対応のほか、結核やHIVに代表される感染症の検査、検体や薬品の保管など、一定のセキュリティや衛生基準が求められる業務に加え、狂犬病や動物愛護に関する業務など、動物を管理する諸室や屋外スペースを活用する業務があります。

整備手法の検討過程においては、「民間活用（PPP）手法」の可能性を視野に入れ、PPP手法の実

績のある複数の事業者へのヒアリングを行いました。ヒアリングの中で、保健所との併設という条件に加え、道路に面した駐車場の確保ができないこと、また、道路に面した1階で視認性が高い場所でない限り、民間施設の設置が困難であるとの意見があり、PPP手法の活用が難しいと判断しました。

このような経緯を経て、市直接施工による整備を行うこととしました。

3 整備費について

資源物選別処理施設跡地への整備では、土地取得費がかからないため、主に設計費・工事費・設備や備品に関する経費が必要です。

令和5年度から6年度にかけての設計費については、約1.4億円を見込んでいます。建設費については、物価の変動に大きく左右されることとなりますが、現時点では、約27億円程度を見込んでおります。

なお、現保健所敷地に整備する場合は、用地取得にかかる経費の他、一時移転するための仮設庁舎のリース費用などの追加経費が必要となることから、整備費においても資源物選別処理施設跡地は大きなメリットがあります。

4 スケジュール（予定）

今年度より、保健所・保健センターの必要諸室や関連施設、屋外スペースなどを含めた設計条件の整備を行い、来年度初旬より、設計（基本設計・実施設計）を開始します。設計条件整備段階より、施設に係る関連諸団体との情報交換などを行いながら整備を推進します。

実施設計が完了した後、約1年間の建設工事を経て、令和8年度の供用開始を目指します。

